

富谷市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富谷市議会議員政治倫理条例（令和元年富谷市条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定める。

(誓約書の提出)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する誓約書の様式は、誓約書（様式第 1 号）とする。

(税等納付状況報告書の提出)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する税等納付状況報告書の様式は、税等納付状況報告書（様式第 2 号）とする。

(審査請求の手続き等)

第 4 条 条例第 8 条の規定による審査請求は、議員にあっては審査請求書（様式第 3 号）を、市民にあっては審査請求書（様式第 4 号）及び審査請求署名簿（様式第 5 号）を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の書類に形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 3 議長は、市民から審査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求に係る署名簿に署名した者が有権者であることの確認を求めなければならない。
- 4 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。
 - (1) 審査請求書に条例第 8 条第 2 項に規定する数の連署がないとき。
 - (2) 審査請求することのできない対象について審査請求がなされたものと認めるとき。
 - (3) 第 2 項の規定による補正命令に従わないとき。
- 5 議長は、審査請求を却下したときは、その旨を審査請求を行った者に書面により通知しなければならない。
- 6 条例第 8 条第 2 項において、審査請求署名簿(第 5 号様式)に審査請求をするための署名を求めるときは、本人の自筆及び押印によるものとする。ただし、本人が署名することができない場合においては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 74 条第 8 項の規定に準じ、委任を受けた者が代筆することができる。
- 7 前項においては、法第 74 条第 7 項の規定に準じ、同項に規定する期間は、審査請求の署名を求めることができない。

(審査会の傍聴)

第 5 条 審査会の会議の傍聴に関しては富谷市議会委員会条例（平成元年富谷町条例第 25 号）及び富谷市議会傍聴規則（平成 6 年富谷町議会規則第 1 号）の例による。

(公表の方法)

第 6 条 条例第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 16 条及び第 17 条第 2 項の規定による公表は、富谷市公告式条例（昭和 48 年富谷町条例第 26 号）第 2 条第 2 項に

よる公示及びとみや議会だより及び富谷市議会ホームページへの掲載により行わなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

誓約書

私は、市民の厳粛な信託を受けた議員としての職務を深く自覚し、日本国憲法とそれに基づく各法令及び富谷市議会議員政治倫理条例を遵守いたします。

また、日々の活動に当たり、卑しくも市民の信頼を損なうような批判を受けたときは、誠実にその事実と責任を明らかにするとともに、政治倫理審査会の審査結果を受け、議長が講じた措置に誠実に対応することをここに誓約いたします。

年 月 日

富谷市議会議長 様

富谷市議会議員

Ⓜ

備考

- 1 本書は自書するものとする。
- 2 誓約者は決裁後の写しを保管するものとする。

富谷市議会議長 宛て

富谷市議会議員

㊞

税等納付状況報告書

富谷市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定により、前年度分の納付状況を下記のとおり報告します。

税等の種類	納付状況	備 考
市民税・県民税		
固定資産税		
軽自動車税		
国民健康保険税		
国民年金保険料		
介護保険料		
後期高齢者医療保険料		
上下水道使用料		
保育料		
幼稚園授業料		
学校給食費		

（注）納付状況の記載方法は、次のとおりとする。

- （1）納付済みの場合は、「完納」と記載する。
- （2）非課税の場合は、「非課税」と記載する。
- （3）納税義務等がない場合は、「非該当」と記載する。
- （4）一部納付されている場合は、「一部納付」と記載する。
- （5）全く納付されていない場合は、「未納」と記載する。

様式第 3 号（第 4 条関係）

富谷市議会議員政治倫理審査請求書

年 月 日

富谷市議会議長 宛て

請求代表者	富谷市議会議員	ⓐ
	富谷市議会議員	ⓑ
	富谷市議会議員	ⓒ
	富谷市議会議員	ⓓ
	富谷市議会議員	ⓔ
	富谷市議会議員	ⓕ
	富谷市議会議員	ⓖ

本市議会議員が富谷市議会議員政治倫理条例第 5 条に定める政治倫理基準等に抵触する行為をした疑いがあるので、議長に審査を請求します。

政治倫理基準に抵触する疑いのある議員の氏名	
審査の請求の根拠となる政治倫理基準に関する規定	富谷市議会政治倫理条例第 5 条第 号
政治倫理基準に抵触する疑いの具体的な内容	
抵触している疑いを証する書類	別紙のとおり

様式第 4 号（第 4 条関係）

富谷市議会議員政治倫理審査請求書

年 月 日

富谷市議会議長 宛て

請求代表者 住所

氏名 ④

本市議会議員が富谷市議会議員政治倫理条例第 5 条に定める政治倫理基準等に抵触する行為をした疑いがあるので、地方自治法第 74 条第 5 項に規定する選挙人名簿に登録されている者の 25 分の 1 以上の連署を添えて、議長に審査を請求します。

政治倫理基準に抵触する疑いのある議員の氏名	
審査の請求の根拠となる政治倫理基準に関する規定	富谷市議会政治倫理条例第 5 条第 号
政治倫理基準に抵触する疑いの具体的な内容	
抵触している疑いを証する書類	別紙のとおり

様式第 5 号（第 4 条関係）

富谷市議会議員政治倫理審査請求署名簿

富谷市議会議員政治倫理条例第 8 条第 2 項の規定に基づき署名します。

通番	署名年月日	氏名/押印/生年月日	住 所
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市
		年 月 日 ⑩ 日生	富谷市

(注) 氏名等は、必ず自署し、押印してください。ただし、身体の故障等により、自ら署名、押印できない場合は、代筆者の氏名等を明らかにしたうえ、代筆によることができます。